

平成 29 年度神戸市水防計画の主な改定内容（案）

1. 主な改定内容

- 「水防法の一部を改正する法律」の施行により、浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の策定及び避難訓練の実施が義務化されたことを反映させるにあたり、文言を加筆・修正した。

- 避難勧告等の発令判断の目安となる「特別警戒水位」について、「危険水位等の設定要領の改定について」（H26.4.8 国水環第 3 号）に基づき、避難完了までのリードタイムや計画高水位（HWL）等から求められる水位を「氾濫危険水位」として設定したことにより文言を加筆・修正した。

- 水位周知河川における水位到達情報の伝達について、従前、兵庫県は「避難判断水位」に到達した場合にその旨を関係水防団体に通知していたが、今回、「氾濫危険水位」に到達した場合についても、兵庫県から関係水防管理団体へ通知することに変更したことから、文言を加筆・修正した。

2. その他改定内容（時点修正）

- 河川の改修の進捗等による重要水防箇所の変更
(高橋川、要玄寺川、伊川、天上川(明石川)、櫛谷川、友清川、福田川、妙法寺川)
- 雨水幹線水防地区の減少（界目川雨水管線）
- 重点整備ため池箇所の増加（車大池、溝谷池、2号池、4号池、西谷池）